



# ナイジェリアの大規模灌漑計画と土地・農民問題

室井義雄

ナイジェリアでは、過去20年間にわたり、灌漑を利用した農業開発が広範に試みられてきた。その背後には、1972~73年の北部サヘル地帯の旱魃が天水のみに頼る農業生産の脆弱性を再認識させ、また石油ブーム期に一層顕在化した食料自給率の低落が、乾期における効率的な土地利用の必要性を高めたこと等があった。

灌漑計画は、世銀の援助を受けた総合農業・農村開発計画とともに、第4次国家開発計画期(1981~85年)に推進されたナイジェリア版「緑の革命」の2大開発戦略の一つであった。同計画期では、11社の連邦河川流域開発公社の下で大小合計100プロジェクトが策定され、これに75の各州政府プロジェクトを加えた「灌漑部門」には、22億5480万ナaira(農業部門全体の公共投資予算額の25.5%に相当)が計上されている。

しかし、北部を中心とする大規模灌漑計画は、その投資効率や当該地域農民に与える影響等の点で、しばしば批判の対象になってきたことも事実である。ここでは、連邦河川流域開発公社の3大プロジェクトの一つである、北部カノ州カダワ地方の「カノ・リバー計画」を例に取り、問題の所在を探ってみたい。

## 1 計画の概要

同計画の一部はすでに1971年にスタートしているが、本格的な開発が始まるのは第3次国家開発

計画期(75/76~79/80年度)に入ってからである。

当初の計画では、ダムや水路等の建設により最終的には7万2844ヘクタールを灌漑し、約1万3000人を入植させ、ソルガム、ミレット、落花生等の従来からの作物に加えて、小麦が新たに生産される予定であった。全体の計画は大きく二つの段階に分けられ、このうち第3次計画期中に総額3519万ナairaの予算を投入し、ティガダム(1974年建設)を利用して2万4281ヘクタールを灌漑する計画であった(第1段階)。ただし、途中で目標灌漑面積が全体で6万ヘクタールに下方修正され、第1段階の目標値も2万ヘクタールに削減されている。第4次計画期には、第1段階での未完成分4000ヘクタールに加え、第2段階(4万ヘクタール)のうちの8000ヘクタール、合計1万2000ヘクタールの灌漑が予定された。そのための予算額は、新たなチャロワ・ジョージダムの建設費(2000万ナaira)を含めて総額6000万ナairaである。主な支出先は、ダム、水路、スプリンクラー等の灌漑関連施設の他、農場施設や家畜センター等の建設費、および農民への土地収用代金等とされた。

こうした開発計画の主な政策目標は、食料(特にカノ市場向け小麦)の増産と、生産性上昇や乾期の雇用確保、それによる所得の増大を通じた農村生活の質的向上に置かれた。そして同計画自体、その実施のためには、ばくだいな政府資金と外国コンサルタント会社(オランダのNEDECO社等)の技術援助を必要とする性格のものであった。

## 2 灌漑施設の建設と土地問題

灌漑施設の建設は、当該地域の農民にさまざまな影響を与えていている。その幾つかの側面を見てみると、まず、ティガダムの建設に伴い約1万3000人が立退きを強いられた。彼らに対しては7カ所の

代替地が与えられたが、移転先は水源地からはむしろ遠く、地味低下や土地不足、水不足が逆に深刻化した例も少なくなかった。このため、かなりの農民がカノ市等の他地域へ再流出した。

他方、灌漑対象地域内の農民の場合でも、主要水路、道路、貯水池、政府のパイロット農場や事務所等の建設に伴い、相当数が土地を失った。彼らに対してはエーカー当たり80ナイラが補償されたが、もともと人口稠密なカダワ地方でこの価格で代替地を購入することはきわめて困難であった。おりから建設ブームも加わり、同地方の土地価格はエーカー当たり250ナイラ(1977年時点)に急上昇していた。こうして、ある村落調査の例では、307戸中113戸が土地を失ったが、代替地を購入できたのはわずか10戸にすぎず、残りの多くは借地により耕地を確保するか、他地域へ流出するかしている。

他方、ダムの下流域の農民も影響を受けた。彼らは、雨期に溢れた川が運んだ肥沃な土地(ファダメ地)で乾期に農耕を行なっていたが、ダムの建設により雨期の水量が減少したため肥沃土を失い、食糧生産はむしろ減退した。こうした事態は計画の事前調査では考慮に入れられておらず、彼らに対する補償も準備されていなかった。

### 3 灌漑地における土地利用

当初、灌漑地については、その全てを政府が買収し、小作協定の下で農民に貸出すか、あるいは国営農場化して農業労働者を雇用する方法が考えられた。「土地保有法」(1962年)によれば、全ての土地所有権は政府に帰属するのであるから、強制収用も理論的には可能であった。だが、全耕地の買収には巨額の資金を必要とし、また政治的混乱を招くとの理由で、この案は実行に移されなかつ

た。現実には、灌漑施設が整備された後に、元の農民に元の耕地面積の90%分(10%分は道路や水路用地等として差引かれた)が、可能な限り元の位置に長方形の区画で割当てられた。つまり、以前には分散していた各地片がともかく1カ所に統合されたものの、各農民当りの耕地面積という点ではなおも小規模のままであった(平均0.5~10エーカー)。また土地用益権や処分権も、依然として各農民が保持していた。

このため、政府は土地利用や管理の効率化の観点から耕地の一層の整理・統合を指導したが、各農民の土地保有形態が複雑に入り組んでいたこと、各地片の肥沃度に格差が存在していたこと等の理由で、農民側はこれを拒否した。土地保有形態について一言触れると、各農民は相続、担保、信託、借入、購入(法律上は禁止)等、さまざまな方法で土地用益権を獲得しており、また同一地片に複数(たとえば兄弟)の用益権が主張されている場合もあった。

こうしたなかで、カダワ地方の農民は5~10月の雨期にソルガム、ミレット、ささげ、米、野菜等の食料作物を中心に、落花生、棉花等の換金作物を副次的に生産し、また乾期には商業、屠殺業、仕立て屋、漁業、輸送業、手工業等に従事していた。いずれにせよ、大多数の農民にとって、農業生産の最大の目的は年間を通じた自家消費用食料の確保であった。

ところが、政府は灌漑地の乾期の作物として、都市市場向け小麦の単作を要求した。自給用食料の不足分は、小麦の販売收入で買戻せると判断したのである。だが、小麦の収量を高めるには、適切な水量、温度、施肥および作付時期の確保が必要である。ここで、幾つかの問題が生じた。まず、小麦が作付されねばならない11月には、畑にはまだソルガムが残っていた。つまり、雨期作物のソ

ルガム（主食）と乾期作物の小麦（換金用）が土地利用上で直接競合する関係にあった。政府は、ソルガムの生産を続け小麦の生産を拒否した農民に対しては、水、種子、肥料、トラクター耕起サービス等の供給（いずれも有料であるが）を止めたが、これは灌漑施設の高価な遊休を意味した。

また、継続的な水の管理や除草、病虫害対策の増加に伴い、労働力がむしろ不足気味になった。政府は、乾期の農民は不完全雇用状態にあると考えていたが、実際には上記のような多種の仕事に就き農外所得を得ていた。家族労働力に余裕のない世帯では、小麦生産のためにこれらの仕事を放棄するか、あるいは賃金労働者を雇用せねばならなくなつた。だが、相対的に安価な外国産小麦の大量輸入のため、小麦の販売収入があまり期待できないなかでは、乾期に小麦生産に専念するのはリスクが大きすぎた。また多くの農民にとっては、賃金労働者を雇用する余裕もなかつたと考えられる。

#### 4 開発と農民

「カノ・リバー計画」は、カダワ地方の農業生産力を高め、かつ農民の生活水準を向上させたであろうか。同計画はまだ進行中であり、性急な評価は避けるべきと思われるが、少なくとも過去の経験から幾つかの問題点は指摘できるだろう。

第1に、灌漑施設の建設のため立退きを強いられた農民や、結果としてファダマ地を失った下流域の農民にとって、「開発」はむしろ「貧困」を

もたらしたと言えるだろう。

第2に、乾期に小麦の単作を行ないえたのは、もともと主食生産に余裕があり、また十分な灌漑諸サービスを購入できた一部の富農層に限られていた。自給用食料すら十分に生産できなかつた多くの小農は、政府が指導するような小麦生産は断念せざるを得なかつた。これは、同計画の投資効率を大きく損なつた要因の一つと考えられる。

第3に、小麦生産に向かった場合でも、平均収量は必ずしも高くはなく（期待値のヘクタール当り4トンの約半分）、諸サービスの購入代金を返済できない農民が出現した。彼らは結局、小作人や賃金労働者に没落し、他方では、富農層やカノ市在住のビジネスマン等が土地を集積するという事態が生じた。農民の土地からの切離しという「本源的蓄積」過程が、「開発」によって拍車をかけられたと言えるだろう。

こうして、農民間のさまざまな格差が拡大する一方、農業生産力についても、ソルガム等の伝統的な食料の生産高は、カダワ地方全体でむしろ下落していることも予想される。小麦については、仮に増産が実現したとしても、それはあくまでも都市市場向けであり、カダワ地方の食料事情の改善には必ずしもならない。

総じて、大規模かつ資本・技術集約的な〈近代的〉灌漑計画が、カダワ地方の自然環境や〈伝統的〉生産体系と必ずしも適合していないところに、問題の難しさがあると考えられる。

（むろい・よしお／専修大学経済学部助教授）